

## むらからまちから館における特産品の取扱要領

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における特産品の取扱いは、以下の要領により実施する。

### 1. 特産品等の選定基準

#### (1) 出展事業者

「館」に特産品等を出展することができる者は、原則として商工会地区内の事業者（商工会、組合、第3セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

#### (2) 特産品等の選定基準

「館」に出展することができる特産品は、次の①～⑩の要件のいずれかを満たし、かつ、⑪～⑯の要件の全てを満たす特産品等とする。

- ① むらおこし事業で開発された特産品等であること。
- ② 商工会の指導助言のもとに開発された特産品等であること。
- ③ 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
- ④ 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
- ⑤ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
- ⑥ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
- ⑦ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
- ⑧ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
- ⑨ 危険、汚損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
- ⑩ 公序良俗に反しない特産品等であること。
- ⑪ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。
- ⑫ 商品のサイズが館の販売スペース（45センチ×45センチ×高さ30センチ）を越えないもの
- ⑬ 高額商品でないこと。（税込み価格で1品1,500円以上の商品は出展の対象外とする）
- ⑭ 見本展示のみの対応は不可。

### 2. 出展の申請及び許可

#### (1) 出展の申請

「館」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）を経由して、むらからまちから館の運営委託会社である「株ふるさとサービス」に申請するものとする。

#### (2) 出展の許可

「館」は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記1. の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、出展のご希望に副えない場合は、当該県連にご連絡いたします。

**※冷凍・冷蔵商品**は陳列スペースに限りがございますので、出展をお断りせざるを得ない事態が生じることをご承知おきください。

### 3. 出展前点検のお願い

出展を希望する事業者、および商品について、窓口県連の担当者が前記1.「特産品等の選定基準」に合致しているか、必ず出展前に精査してください。

また、出展継続の場合も「出展申込書」は必ず内容をすべて記入のうえ申請ください。

### 4. 「館」の各コーナーにおける特産品等の取扱い及び出展料等

#### (1) 「館」の各コーナーにおける特産品等の取扱い

##### ① 47都道府県（県連推奨に基づく）コーナー

###### ア. <6ヶ月間出展>コーナー

全国47都道府県の特産品を、6ヶ月間展示・販売する。

###### イ. <1ヶ月間出展>コーナー

全国47都道府県の特産品を、1ヶ月間展示・販売する。

###### ウ. 原産国の記入

消費者からの問合せが多く寄せられるため、出展申込書に材料の原産国を必ず記入する。

##### ② お奨め品コーナー（①以外のカテゴリー別コーナー）

「館」の独自の品揃えでお奨め品を提供する。

県内や地域の限定品、売れ筋の商品など、目玉となる代表的なものを展示・販売する。

##### ③ 地酒コーナー

東京では手に入りにくい全国の地酒をテーマにお奨めの酒・米を展示

・販売する。（酒類販売業免許取得名は、株ふるさとサービスです）

##### ④ 販売催事コーナー

「館」の入り口前を、（毎水曜日から次火曜日までの1週間単位）出展業者の直接販売催事スペースとして提供する。

#### (2) 出展料及び手数料経費

	出展料	手数料
47都道府県コーナー	5,000円/月	税抜売上高×15%×1.08
お奨め品コーナー (上記以外のコーナー)	事業者との交渉による	
地酒コーナー	事業者との交渉による（取引希望事業者は要卸免許）	
米穀コーナー	事業者との交渉による	
販売催事コーナー	20,000円/週	税抜売上高×5%×1.08

#### ▼…47都道府県コーナーについて

##### ① 1県連当たり、3事業者までの出展とする。

##### ② 原則6ヶ月間の出展とする。商品数は1事業者3品目（アイテム）までとする。

（注）品名が同一でも定価が異なると品目を別とする。

##### ③ 1ヶ月間の出展コーナーについては、全県連合せて30パレットを上限に、隨時受け付けることし、月の始めよりの出展開始とする。

##### ④ 尚、各出展スペースは、館において上記③勘案して対応します（各事業者最大45cm×45cm）。

▼…販売催事コーナーについて

- ① 原則として1週間単位の出展として、事業者の直接販売とする。
- ② 販売催事コーナーは、原則として入り口脇2m×2mのスペースに3尺販売台(W90cm×D45cm)4台を使用。
- ③ 酒類、要冷蔵品、冷凍品の商品は、販売免許・販売設備上の問題でできません。

(3) 各コーナーにおける出展期間

- ① 47都道府県コーナー<6ヶ月間出展>は、上期を6月～11月、下期を12月～5月の出展期間とする。
- ② 1事業者当たり最長1年の出展限度とする（事業の主旨から出展期間終了後、1年間は再出展できません）。
- ③ お奨め、地酒、米穀コーナーの出展については、特に期間を設けない。
- ④ のれん、のぼり旗等の販促品は、原則販売スペース内のみ設置可能です。

(4) 売上金の送金

- ① 出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。この場合、(2)に規定する出展料及び手数料は原則として税込み売上金から差し引くものとする。ただし、売上金が出展料に満たない場合は、別途「館」が指定する口座に支払うものとする。
- ② 送金時期は、売り上げた当月末締めの翌月末払い(25日)とする。

(5) 試食、試飲用特産品の提供のお願い

食品を出展する事業者等は、来館者に試食、試飲をしてもらうためにも、なるべく試食品を1割程度提供することとする。

(6) 販売価格

特産品等の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とする。また短期間での値上げ、容量減による実質値上げは、消費者の混乱を招くので行わないこと。

さらに高額な商品（税込価格1,500円以上）は、これまでの実績からお客様に受け入れられないため、出展の対象外とする。

(7) 値下げ、在庫の処理

賞味期限切れ間近に迫ったものは、むらからまちから館の担当者の判断で賞味残日に応じ処分価格での値下げ販売をし、また賞味期限切れの特産品は原則、適時廃棄処理することとする。

(8) 特産品の表示等

昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされている。「曖昧な表示」、「誇大な表示」、「薬事法に抵触する表示」、「原産国表示」、「製造年月日」、「賞味期限」、「消費期限」、「アレルギー起因物質表示」について、厳に留意すること。

- (9) 特產品等の搬送費  
出展事業者の負担となります。

## 5. 事業者等の費用負担義務

- 次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。
- ① 直接販売等のために事業者等が派遣する要員に関する費用。
  - ② 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特產品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。
  - ③ その他「館」が事業者等が負担することが妥当であると認める費用。
  - ④ 商品の品質等の不具合により、消費者、「館」に損害を与えたとき。
- ※ 別紙－2 「出展に当たっての注意事項」 参照

## 6. 出展の取消、および出展辞退勧告

- 「館」は、事業者等が次に掲げる事由に該当するときは出展を取り消すことができる。
- ① 出展料の納入を怠ったとき。
  - ② 前記5. に定める負担義務に違反したとき。
  - ③ 事業者等及び特產品等が本要領に違反したとき。
  - ④ 消費者の支持も得られず長期にわたる出展で売り場を寡占しているとき。
  - ⑤ 円滑な受注・納品がなされず、度々の欠品などにより、「館」に損害を与えたとき。

## 7. 損害賠償

事業者等は、前記7. に掲げる事由により出展の取消し、および出展辞退勧告を受けたときは、遅滞なく特產品等を撤収しなければならない。この場合、事業者等は出展料の払戻し及び損害賠償、その他の請求をすることができない。

## 8. その他

本要領に定めのないもので、「館」の出展等に関し必要な事項は、全国商工会連合会が別に定めるところによる。

### (別紙様式)

- 様式－1：47都道府県<6ヶ月間出展>コーナー出展申込書
  - 様式－2：47都道府県<1ヶ月間出展>コーナー出展申込書
  - 様式－3：販売催事出展申込書
  - 様式－4：地酒コーナー（米を含む）への出展品取引推薦リスト
- (注) 地酒コーナーへの展示販売等の取扱いは、別添－3 「むらからまちから館における酒類及び米穀類の取扱要領」による。